

平成30年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成30年3月7日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 局長補佐 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	面巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩美	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 2番 小林議員

1. 日常生活での消費に伴うトラブルへの支援や未然に防ぐ取組について

(1) 日常生活での消費に伴うトラブルの問題解決には専門的な支援が必要ですが、様々な要因が絡み合っているため、専門分野だけでの対応では断片的な対処にとどまり、根本的な解決につながらないのではないのでしょうか。公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮し、被害に遭いやすい高齢者だけでなく、安全かつ安心で町民が支えあう地域の実現に寄与する協定の締結や条例の制定が必要と考えます。

①斑鳩町周辺で発生している消費者被害状況の調査・分析、見守り事例の集積、課題の検討について。

②見守り活動の対象となる者の対象者数とリストの作成について。

③斑鳩町のこれからの取組について。

2. 中央体育館敷地内の歩行者安全対策について

(1) 以前から交通安全対策を要望してきましたが、現場を観察していると現状での取組では効果がないと思われる。本気で子ども達の安全確保のためにも車のスピードを抑制する対策が必要と考えます。

①一年後に中央公民館前道路と国道が開通することによる体育館敷地内の交通量の変化をどのように予測しているのか。また、その対応について。

〔2〕 4番 小村議員

1. 道徳教育について

(1) これまで教科外活動であった「道徳」を「特別教科 道徳」とし教科へ格上げされ小学校では2015年から2017年の移行措置を経て2018年度から完全実施、また中学校においても2019年度からは完全実施されることになっていると思うが、斑鳩町における道徳教育の進捗状況について問う。

2. 斑鳩町の意味決定のあり方について

(1) 先日の厚生常任委員会において、昨年2月にごみを搬入している

伊賀市から今後、自区内処理に係る計画がない場合、ごみの搬入を拒否される可能性もゼロではない意見書が送付されているにもかかわらず議会に報告がなかったという事実が明らかになった。また、斑鳩町のごみ処理のあり方についてこれまで十分検討がないまま決定されていたのではないかと思うような報告であった。

その後、新しい町政に変わったが、新町政においてこの問題をどう捉えているのか。また今後の意思決定のあり方についてどのように考えているのかを問う。

〔3〕 1 1 番 濱議員

1. 「会計年度任用職員」制度について

(1) 斑鳩町の現況について。

課（出先機関）ごとの一般職・その他ごとの職員定数、正規職員数、非正規職員数、勤務年数、労働条件。

(2) 新制度導入にあたっての町の基本的な考え方。

(3) 労働条件を後退させない取り組みについて。

2. 町職員の勤務現況について

(1) 勤務時間と残業について。

(2) 休憩時間の保障と休憩スペースについて。

(3) 有給・代休について。

3. 新年度の子育て支援について

(1) 小中学校の人数×学級数。

(2) 学童保育希望者数と延長者数。

(3) 学習支援希望者数。

(4) 保育園園児数。

〔4〕 1 番 宮崎議員

1. 法隆寺バス停留所（松並木）の移動について

(1) iセンター横に移動した理由。

2. 国道25号の国土交通省の工事について

(1) 竜田大橋～ゲオの間の縁石。

(2) 和食のさと～奈良交通バス停の縁石について。

3. 元東部保育前の道路について

(1) 時間規制道路について。

〔5〕 13番 奥村議員

1. SNSを活用した「いじめ相談」について

(1) いじめ・不登校への対応について。

(2) SNS (LINE) を活用したいじめ相談について。

2. Wi-Fi環境の整備について

(1) 2020年から始まる小学校・中学校のプログラミング教育の必修化についての認識、方向性について。

(2) 小学校・中学校のIT機器・Wi-Fiの整備状況について。

(3) 町の公的施設のWi-Fi環境の整備について。

3. 住民目線に立った役場庁舎の充実改善について

(1) 役場庁舎フロアに解りやすい案内表示を設置することについて。

(2) 役場庁舎トイレをバリアフリー化し誰もが使いやすくすることについて。

〔6〕 12番 木澤議員

1. 可燃ごみ処理問題について

(1) 三重県伊賀市への可燃ごみ搬入にかかるこの間の経過について。

(2) 従来理由では受け入れられないとの回答が来ていたことに対する町の受け止めとその後の対応について。

(3) この問題に対する議会への対応について。

(4) 今後の斑鳩町の可燃ごみ処理のあり方と選択肢について。

2. いかるがバイパスパークウェイについて

(1) バイパス道路としての機能に対する認識と現状について。

(2) 県道から東側の道路計画にかかっている1自治会と複数の住民は一貫して反対を表明しているが、反対住民に対する認識と今後の対応について。

3. 自動車運転免許証の返納について

(1) 免許証返納に伴う町の支援制度の実績とそれに対する町の認識について。

(2) 免許証を返納しても安心して生活できるための支援制度の更なる充実について。

〔 7 〕 3 番 中川議員

1. 防犯カメラの設置について

- (1) 平成 30 年度の防犯カメラ設置は斑鳩中学校区で 2 台、斑鳩南中学校区で 2 台と聞いていますが、斑鳩中学校区の東、西、南端の自治会名、斑鳩南中学校区の東、西、北端の自治会名をお尋ねします。
- (2) この区域を 2 台で安全を保たれると考えておられるのかお尋ねします。
- (3) 今後の計画について、お尋ねします。

〔 8 〕 6 番 平川議員

1. 学校等及び保育施設の老朽化について

- (1) 幼稚園、小学校、中学校における施設修繕の予算要求の箇所数と予算化した数とその割合。
- (2) 修繕の優先順位と考え方。
- (3) 年度途中での突発的な修繕について。
- (4) 修繕費用について。
- (5) 学校等施設の建築年数。
- (6) 現状認識について。
- (7) 学校等の施設改修についての国の方針と取組について。
- (8) 同じく、県の方針と取組について。
- (9) 斑鳩町では今後、どのように考えていくのか。
- (10) 保育施設の状況と今後の考え方について。

2. 平成 30 年度の学童保育の申し込み状況について

- (1) 申し込み者数と定員との関係。
- (2) 高学年に対して、どのように対応されたのか。
- (3) 定員を上回る申し込み者数となっている状況についての対応策。
- (4) 黎明保育園での学童保育の申し込み状況。
- (5) 今後の方向性。

3. 斑鳩小学校の多目的室が斑鳩町の書庫になっている件について

- (1) 利用することになった経緯。
- (2) 学童保育もいっばいの状況のなかで、本来であれば、教育目的で使用するべきと思うが、今後の方針は。

4. ごみ処理について

(1) これまでの経緯と広域処理の方向性について。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問でございますが、日常生活での消費に伴うトラブルへの支援や未然に防ぐ取り組みについてというふうに通告をさせていただいております。通告書のほうにも要旨のほうに少し書かせていただきましたけれども、2025年問題いわゆるですね、団塊の世代が後期高齢者になるのを見据えた取り組みといたしまして、これまでに在宅医療の問題や地域包括ケアシステムの構築など福祉の分野、医療や介護、認知症などでですね、議題にさせていただき質問をしてまいりましたが、本日は高齢者の消費者被害について、取り上げたいというふうに考えております。

全国の消費生活相談センターに寄せられる高齢者からの消費相談は高齢者の人口の延び以上に増加をしております。高齢者の消費者被害が日本で深刻化をしている実態が浮き彫りになっております。このような状況を踏まえまして、消費生活相談体制の充実を図り、地域の関係機関等による見守りネットワークづくりを促進するため、消費者安全法が平成26年に改正をされております。

改正のポイントはご存じだとは思いますが、改めてご説明をさせていただきますと2点ございます。

まず、1点目、それはですね、どこに住んでいる消費者であっても質の担保された消費生活相談を受けられる体制づくりに関するものであり、もう一つは高齢者等の消費者が消費被害に遭わないように、また被害に遭ってもですね、早期に発見し解決に結びつけられるような地域の関係機関による活動のためのネットワークづくりを可能とするものでございます。この改正法による取り組みの先進地事例といたしまして、滋賀県野洲市の取り組みをですね、委員会のほうでも1年前くらいにご紹介をさせていただきました、調査・研究しておいてくださいねと通告をさせていただいておりますので、しっかりと調査・研究していただきまして、本日の答弁をしていただけるものと思っております。

す。

国における法律改正や平成29年4月の奈良県の条例改正で、奈良県消費生活条例を活用してですね、高齢者をはじめとする消費トラブルに遭いやすい特性を要する住民をですね、そのトラブルから守るために消費者安全法に基づき消費者安全確保地域協定を設置することによって、国からの悪質事業者からの押収した顧客リストの情報提供を初めて受けることが可能となります。そしてその情報をもとにですね、特に見守りが必要が対象者のリストを作成し、地域の関係機関と情報を共有することによって、より効果的な見守り活動を行うことができると思います。そうすることによってですね、高齢者や障害者等などが被害に遭いやすい住民のトラブルのですね、未然防止早期につながるかと考えております。

以上のことから、斑鳩町におきましても消費者安全確保地域協定をですね、設置できないでしょうか。

また、斑鳩町周辺で発生している消費者被害状況の調査・分析・見守り状況などですね、現代のそして現在の課題をですね、どのように検討しているのか、今あるデータで結構ですので、ご答弁をお願いいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 斑鳩町周辺で発生をしております消費者被害状況の調査・分析についてでございますが、まず、本町におきましては毎週木曜日に消費生活相談員によります消費生活相談を実施しておりますして、年間50件程度の相談を受けているところでございます。

相談内容につきましては、国民生活センターと全国の消費生活相談室をネットワークで結び、消費者から消費生活相談室に寄せられる消費生活に関する相談情報の収集を行っております全国消費生活情報ネットワークシステム、パイオネットと申しておりますけれども、このシステムがございまして、このシステムに随時、相談の情報を登録しているところでございます。

また、それによる全国的な相談状況の確認を行い、全国に相談件数が増加しているものなどを中心といたしまして2カ月に1回、町の広報誌お知らせ版におきまして、消費生活相談室からのお知らせというタイトルで住民の皆様にご注意を呼びかけさせていただいているというところでございます。

また、斑鳩町の生活安全推進協議会と町が主催となりまして、毎年、実施をいたしております、身近な犯罪から家庭を守る町民集会における啓発や、警察におきましても交

番だよりやナポくんメールの配信などを通じて被害の拡大防止に取り組んでいるところでございます。

議員も先進事例として今、紹介をされました滋賀県の野洲市におきましては、平成26年6月に改正されました消費者安全法に基づきまして、消費者安全確保地域協議会を設置し、国が事業者から押収した顧客リストの情報提供を受けまして、特に見守りが必要な対象者のリストを作成し社会福祉協議会や警察、民生委員、児童委員さんなどの地域の機関と市が連携をいたしまして、ピンポイントで効果的な見守り活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、早期発見や拡大防止を図っておられるというふうに聞いているところでございます。

野洲市のように見守りが必要な対象者情報の活用を行うためには、法定協議会の設置が条件となっております、現在のところ本町におきまして、法定協議会を設置できる体制にはございません。

しかし、消費者被害の未然防止や拡大防止に向けた効果的な方法については、今後も調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長(伴吉晴君) 2番、小林議員。

○2番(小林誠君) 斑鳩町の現在の取り組みについてはですね、私のほうもですね、評価をさせていただいております。今、データでお願いをしたんですけれども、なかなか、被害状況のこれまでの調査とか分析とか見守りの事例とかですね、なかなかそういうようなデータを生かせるような取り組みではまだまだないのかなあというふうに思っております。

例えば、年間約50件というふうにお聞きしましたけれども、その50件の被害状況、金額とかまでの情報が受けられないというふうにお聞きしておりますので、やはり今ある個人情報です、有効に活用できていない状況ではないのでしょうか。

私は、高齢者や障害者等などのですね、被害に遭いやすい住民のトラブルの未然の防止や、また早期発見に向けた体制の構築、制度の創設をですね、早急にお願いをさせていただきたいと思っております。

今、野洲市のほうもご紹介させていただきましたし、ご答弁もありましたので、調査・研究していただいたと思うんですけれども、野洲市の取り組みを勉強させていただきますとですね、スーパー公務員がおられるんですよね。この取り組みについても、もう19年も前から取り組みをされておられますので、全国で一番の取り組みとして総理大臣や総理にも意見を言えるような取り組みということで全国的にも注目をされてお

ます。

そして、なかなかおもしろいのがですね、その市長さんがおっしゃるには、「1人を救えない制度は制度ではないという考え方のもとですね、まず徹底的に1人を支援する。それがうまくいけば制度を普遍化すればいい」というふう実践をされておられます。本当の意味での住民の痛みや苦しみに寄り添った行政運営をされている市長だなあというふうに思っておりますし、そのような住民のことを本当に理解していただいている市長がいるまちでもありますので、ぜひですね、日本の消費者安全対策の先進地の取り組みでまねることのできるところからですね、私たちの住んでいる斑鳩町にも取り組んでいただきますようお願いをいたします。

それで、次に移らせていただきますと、日常生活での見守り活動の対象となる方を把握されているのであれば、その数とですね、見守り対象者リストのようなものがあるのか、また、リストの作成について、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 見守り活動の対象となる方の対象者に関する国からの情報提供につきましては、先ほども申し上げましたが、消費者安全法に基づく法定協議会の設置というのが条件となっております、本町におきまして現在のところ対象者は把握しておらず、リストについても作成できる状況にはないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 2番、小林議員。

○2番(小林誠君) 協議会を設置したら情報を受けとることができるんですけども、しかしですね、京都新聞の調べでは66カ所の自治体が設置されておられますけれども、実際に国から悪徳事業者からのリスト、情報提供を受けておられるところは日本でご紹介させていただいている野洲市しかないということですので、行政が取り組むにはなかなかハードルが高いのかなあというふうにも考えております。

しかしながら、その情報をですね、その自治体が地域で持っているということ自体がですね、そういう業者からですね、住民を守る1つの手段ともなりますしですね、本当にこの情報提供によってピンポイントで高齢者の方が見守れる対象となる方を見守ることができるというふうに、しっかりと調査・研究もされてますので、いろいろな意味で協議会を設置しなくてもほかの情報提供とかですね、いろいろな課との連携による情報の共有をしていただきまして、高齢者やそのトラブルに遭いやすい方の未然に防ぐような

施策。もしも被害に遭われても早期解決にされるような施策をですね、ぜひ展開をしていただきたいというふうに考えております。

次に3番の消費者行政の推進は消費者の安全安心を確保するためには不可欠であると考えておりますけれども、今後の斑鳩町の取り組みについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 高齢者にかぎらず消費者をめぐるトラブルというのは増加してきておまして、悪質商法の手口もますます複雑巧妙化している状況にありますことから、本町におきましても未然防止に向けた対策は必要であるというふうに認識をいたしております。

このことから、消費生活相談を継続して実施してまいりますとともに未然防止対策といたしましては、広報誌への情報提供につきましても充実に努めてまいりたいと考えております。

また、奈良県におきましても消費者利益の保護と取引の適正化のため、平成29年4月に奈良県消費生活条例が改正されまして、ここです、ね、「消費者が張り紙による表示、その他の方法により訪問販売等に係る勧誘を拒絶する意思を表明しているにもかかわらず、またはその意思表示の機会を与えることなく消費者の住居、勤務先、その他の場所を訪問または電話すること」というのが不当な取引行為として新たに指定されたところでございます。

これを受けまして、新年度におきまして、玄関先にですね貼布する、貼りつけることができる訪問販売お断りシールというものを町で作成をいたしまして、高齢者世帯の方を中心に配布してまいりたいというふうに考えております。

さらに、警察や地域包括支援センター等とも連携をいたしまして、消費者トラブルの未然防止に向けた見守り体制についても、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長(伴吉晴君) 2番、小林議員。

○2番(小林誠君) 今、ご答弁の中でですね、訪問販売お断りシールという新しい取り組みをされるということですので、少し確認をさせていただきたいと思っております。

生駒市や桜井市ではですね、マスコットキャラを使ったシールを作成されております。大和郡山市では金魚のデザインを採用されている中で、斑鳩町ではどのようなデザインをされるのか。

それとですね、生駒市ではですね、訪問販売お断りシールが2種類ございます。なぜ

2種類あるのかご存じですかね。

訪問販売自体を禁止するシールとですね、悪徳訪問販売だけを禁止するシールとがございます。なかなかこれも珍しいんですけれども、そういう事例も踏まえまして、斑鳩町ではどのように考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) これにつきましては、平成30年度予算で今、600枚程度をつくっていきこうというところで、予算の要求をさせていただいて、今回、予算案として上程させていただいた中に入っております。

まだデザイン等についてはこれから検討というところですので、今、おっしゃっていただいたようなことも参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長(伴吉晴君) 2番、小林議員。

○2番(小林誠君) 600枚程度というふうにお答えをいただきました。

以前の一般質問で、認知症日常生活支援2の方でしたかね、日常生活に支障を期するような症状、行動や意思疎通の困難さが多少みられて、誰かが注意していれば自立されるような認知症になりかねないというか、ちょっとその疑いのある方が斑鳩町では平成28年度で約460人、500人切るくらいの人数だったというふうに認識をしております。やはり高齢者であってもですね、必要とされる方々にですね、本当に優先的にというか、早急に配布できるようなそういうこともぜひ検討していただきたいと思いますというふうに要望させていただきます。

もう一つ、1点、確認をさせていただきたいのがですね、奈良県の条例を見ててもちよっといまいちよくわからなかったんですけれども、訪問販売お断りシールの法的にどのような根拠があるのかという効果があるのかというのを、ちょっと確認させていただくんですけれども、奈良県の条例ではですね、通常の営業活動としての訪問販売、電話勧誘販売等を禁止しているのではないんですね。絶対禁止というものではなくてですね、その条例のですね、解釈の指針をちょっと調べさせていただきますと、「通常の営業活動としての訪問販売、電話の勧誘販売等を禁止するものではないことを申し添える」というふうにですね、この条例の説明の中でうたわれております。そういうふうにちょっとわかりにくい部分もございますので、そのあたりも含めた住民への説明がですね、大変難しいとは思いますが、そのあたりのほうもですね、ぜひよろしく願いを、混乱されないようにですね、よろしく願いをしておきたいと思います。

高齢者世帯を中心にですね、今回、訪問販売お断りシール、これは本当に先進的な取

り組みでありまして、質問、いろいろしてはありますが、大変、評価をさせていただいております。今後もですね、障害者や高齢者、そういう被害に遭いやすい方がですね、住民消費者トラブルの未然防止、早期発見に向けたシステムづくりというのをですね、住民課のほうでも生活環境部のほうでもですね、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えております。

最後にですね、福祉課のほうにも通告しておりますので、少しお聞かせいただきたいと思うんですけども、今回はですね、消費者トラブルについて住民課のほうにご質問してまいりましたけれども、福祉課といたしましてもですね、やはり地域包括ケアシステムの構築の中で、こういう問題、高齢者の消費者トラブルについては対応されていくとは思いますが、その分野だけではなく高齢者の見守りということに對しましては、福祉課としてこれまでいろいろ取り組んでまいりましたけれども、この新たな高齢者の消費者トラブルについてのは、今後の取り組みというか検討というか、どのような見通しなのかお聞かせいただきたいと思っております。

それに合わせてですね、ちょっとついでにお聞きしたいのが、地域包括ケアセンターの経由で、高齢者と社会福祉士さんがですね、消費者相談窓口に来られた件数が、事例が実際にもう既にあるのか、あるいはですね、地域包括ケアの相談で認知症の疑いや発覚して進行ぐあいがわかるために、それによって地域包括ケアシステムの経由で成年後見人制度を検討するような既にそういう事例があるのか、それも合わせてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) 要支援者とかですね、要介護者につきましては、地域包括支援センターのほうで把握をいたしておりますので、そのような高齢者につきましては個々のケアマネジャーがついておりますので、そういった事例とかですね、情報の提供につきましては、そういったケアマネを通じて情報提供のほうには努めてまいりたいというふうに思っております。

そして、地域包括支援センターのほうにですね、そういった高齢者のほうから相談があったり、そしてまたそういった実態を把握をいたしております、そういった高齢者とともですね、消費者相談へ相談に行ったようなケースは今のところはございません。

○議長(伴吉晴君) 2番、小林議員。

○2番(小林誠君) 高齢者の認知症の関係でもですね、認知症ケアパス、斑鳩町の取り組みのほうで住民さんへの啓発活動ということでパンフレットとかもお配りをされてお

りますけれども、その中でもですね、高齢者の見守り協力のネットワークの事業の取り組みとして、こういう方に気をつけてくださいねという素人というか一般の住民さんに対しての認知症高齢者の早期発見に向けた取り組みというのがですね、事業者の中でも大変、おこなっているというかですね、例えば、斑鳩町のコンビニとかいろいろな、通告していますけれども、事業の中でですね、なかなか取り組みが行われておられない。

先日、名古屋のほうでコンビニの業界の垣根を越えた取り組みとして、コンビニに認知症の恐れのある方が来られましたらですね、そういうふうな取り組みも啓発もされているような地域づくりというのも行っておりますので、ぜひ福祉課と住民課、合わせてですね、その地域の高齢者の方々がですね、本当に被害に遭いやすい住民の消費者トラブルについて未然の防止、早期発見に向けたシステムづくり、対策に取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

通告書によりますと、次の質問でございますが、中央体育館敷地内の歩行者の安全対策についてということで、通告をさせていただいております。

平成28年12月議会でもですね、ご質問させていただきました中央体育館敷地内を通り抜ける車に対する安全対策についてでございます。このときに通学路の安全対策についても質問させていただきまして、私は、近隣の市町村に比べて通学路の安全確保が進んでいないのではないかとご指摘をさせていただきまして、昨年秋には担当課のご尽力によりましてですね、歩行者の安全にもつながるグリーンベルトの整備をしていただきましてありがとうございます。子供もですね、その保護者も高齢者の方もね、大変喜んでおられますということですね、ぜひ担当課のほうにお伝えをさせていただきたいと思っております。

では、本題の中央体育館を通り抜ける車に対する安全対策についてでございます。

「斑鳩バイパスの部分開通による中央体育館敷地内を通り抜ける車がますますふえ続けている中で、中央体育館やテニスコート、その横の広場や放課後の学校開放でグラウンドや体育館に来ている子供がひやっとする場面を見ることがふえてまいりました。子供だけではなく体育館等を利用している大人や高齢者の皆さんも事故に巻き込まれるのではないかと危惧しておりますことから、早急に何らかの対策、例えば、車がスピードを落とさずにはいられないような対策等を取る必要があると考えますが、理事者の見解はいかがですか」と、1年前の12月に質問させていただいておりますので、それにつきましての見解と、またこの1年間にされた対策とその効果について合わせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 中央体育館敷地内の歩行者の安全対策につきましては、平成28年12月議会においても同様の趣旨のご質問をいただいております。

ご承知のとおり中央体育館の通路につきましては、あくまでも敷地内でありますことから、本来は車が通り抜けに利用されることを認めているというものではございません。そのため、通り抜けをご遠慮いただくよう看板等を設置して、ドライバーに周知を行っているところでもございます。

しかし、現状といたしましては、国道25号にアクセスをしやすく、また信号機が設置をされており安全に国道へ出られることから通り抜けをされているというような状況でございます。

中央公民館東側の道路の都市計画道路法隆寺線が国道25号に接続されましたら、そちらのほうの利用により相当数の通り抜け自動車の減少は見込まれるというふうには予測しておるところでございます。

しかしながらですね、通り抜けが全くなくなるということは考えにくくて子供たちを初め中央体育館やテニスコート利用者の安全確保をするためには、通り抜け禁止をアピールする一方で、スピードを抑制する対策が重要ではないかというふうには考えているところがございます。

これまでも速度制限表示看板の設置、あるいは飛び出し坊やの設置などの対策を講じてはおりますけれども、今後、より大きな方向につきまして検討し、子供たちの、あるいは体育館利用者等の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 中央公民館前の道路とですね、国道25号線が接続されたらかなりの台数がそちらのほうに行くのではないかというふうにご答弁をいただきましたけれども、少しその認識で大丈夫なのかなというふうにご答弁をいただいております。それでもなお通り抜けする車というほうが余計に危ないのかなあというふうにも思わせていただいておりますし、この1年間の対策とされて、今、ご答弁いただいた中に、飛び出し坊やの設置とかいうふうにご答弁をいただきました。

ほかの委員さんも、交通安全対策の要望をされたのを受けて飛び出し坊やの設置というふうな取り組みをされたと思うんです。その答弁というかやりとりを聞いていますとですね、確かにあそこは危ないんですけれども、あの現場とですね、現地の利用者の

方々とその関係者の方々とお話をさせていただきますと、今、飛び出し坊やの設置をされてるところとか、その扉は実は関係者とかですね、子供たちは使わないんです。使わないけれども、この1年間ずっとそこに設置をされておられます。なぜ使わないかというのですね、やはり現場の人たちもですね、子供たちの責任にならないように保護者の責任にならないように、そして指導されておられる監督の責任問題にならないように徹底した安全対策をされております。そうされておりますので、テニスコートの扉というのはですね、車の通路側というのは、徹底して子供たちは使わせないというふうに取り組みされておりますけれども、ほかの委員さんからの要望を受けて担当課が当日か翌日くらいにされた対応につきましては、少し検討外れの対応をされております。いつでもですね、担当課が現場の方々の関係者の意見を踏まえ聞き取られて修正をされるのかなというふうに思っておりましたけれども、まだテニスコートの子供たちが使わない扉の前に坊やとかですね、コーンを置かれているというふうな状況もございますし、そして、スピードの抑制を抑えるような、何とおっしゃいましたかね、視覚的に危険を感じとらせるような横断誘導線というのでも設置を、確かに12月の私の質問後にすぐにはしていただきましたけれども、それを見て私、すぐに新たな要望をさせていただきましたよね。

「この細い横断誘導線を誰がとか車を運転している人が本当に見えるのか」という質問をご指摘をさせていただいて、線は太くしていただいたり、いろいろ対応もしていただきましたけれども、本当にこれで効果があるのかなと思います。

特に、私が担当課と何度も何度もやりとりをさせていただいておりますのは、薄暗くなった夕方についての安全対策でございます。その中で、薄暗くなったときに、道路の中の横断誘導線も見えない状況で効果があるのかなというふうに、この1年間、思っていました。

今、体育館の利用状況、この10年間で増加という程度のものじゃないですよ。この10年間で体育館の利用もテニスコートの利用も倍増してますよね。それは生涯学習課と教育委員会の取り組みのおかげで利用者がどんどんふえてきた。そして総合型スポーツセンター、元気クラブさんの取り組みによって利用者がどんどんふえている。学童保育も使っている。バスケットボールのバンビシャスの学校が斑鳩の体育館を使用させていただくことによって、すごく町外から車で来られる方も新たな利用者がふえた。そして、学校開放による利用率の向上により、やはり小学校の夕方、夜に使われる利用者がふえてミニバスケットボールとかもふえてまいりました。この数年間でもすごく利用者がふえてる中ですね、今のうちに事故が起こらないうちに、やはり安全対策をとらなけ

ればいけないのではないかという話をですね、担当課のほうと何度も何度もさせていただいてる中での、私はこの数年の取り組みというのはですね、なかなか本当にこれで子供たちの安全を確保できているのかなと思っております。

せっかく生涯学習課やですね、教育委員会の取り組みによってですね、テニスコートのテニスをする子供たちが倍増しました。子供たちがテニスをする環境がなかったので、生涯学習課と教育委員会が配慮していただいてテニスコートの利用者がふえました。やっぱりそういう利用者のせっかくのふえた利用者に対する安全対策をですね、ぜひとも早急にやっていただきますように、要望させていただきますして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

次に、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番(小村尚己君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、道徳教育についてでございます

本年度から道徳の時間が特別教科道徳になるということになってると思うのですが、小学校のほうでですね、次年度からは中学校のほうでという形になってるというふうに思うんですけれども、この道徳の時間がですね、特別教科道徳になることによって、これまでと異なる点は何なのかということをお尋ねいたします。

また、斑鳩町としてこの変化に対してどういった形で対応されるのか。その準備状況も合わせてお尋ねいたします。

○議長(伴吉晴君) 藤原教育長。

○教育長(藤原伸宏君) まず、道徳の教科がえにつきましては、平成27年の3月に学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の一部の改正が行われて、従来の道徳の時間が特別の教科道徳、ちょっと長いので以後、道徳科というふうに言わせていただきますけれども、この特別の教科道徳として位置づけられたところでございます。

このことにつきましては、中央教育審議会でも答申をされておりますように、これまでの道徳の授業時数の確保に課題があることや、一人一人が生きる上で出会うさまざまな場面において主体的に判断し、道徳的行為を選択し実践することができるよう、児童生

徒の道徳性を育成する必要があることなどを踏まえてのことでございます。

まず初めに、これまでの道徳と異なる点につきましては4点ございまして、1つとして、道徳科の検定教科書が導入されること。

2つとして、いじめ問題への対応への充実や発達段階をより一層踏まえて体系的なものに改善すること。

3つとしましては、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れること。

4つとしまして、数値評価ではなく児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握すること。

以上の4点となっております。

つまり計画的に考え論議する道徳を取り入れていくことでありまして、担任は教材、授業の見習い、授業展開のあり方、そして児童生徒の道徳性を多面的、多角的にそして柔軟に捉えることが大切になってまいります。

次に、町の取り組み状況でございますけれども、まず、町教育委員会では本年4月からの小学校の道徳の教科化に向けまして昨年、道徳の教科書採択を行い、平成31年度から教科化をされる中学校では、平成30年度に道徳の教科書採択を行うこととしておるところでございます。

また、町立の各小学校、中学校におきましては、円滑な実施に向けまして道徳教育推進部会等を設け、担当教員が中心となり道徳の教科化に向けた年間指導計画案の作成や児童生徒の興味・関心を引き、わかりやすい教材等について研究討議、あるいは実践形式による公開授業等を行ってきたところでございます。

さらに、昨年10月には、奈良県の道徳教育研究会の研究指定を受けました斑鳩西小学校では、奈良県道徳教育研究大会を開催いたしまして、県内の道徳教育推進教員を招いての公開授業や研究討議を行ったり、奈良県教育委員会の奈良の子供の未来をひらく道徳教育推進事業の研究指定を受けるなど、各学校単位で、あるいは町内または県内の小学校、中学校単位で研究を重ね、教員みずからが道徳科の授業力向上に努めているところでございます。

道徳の教科化に向けては、まずは教員がしっかりとした意図を持った授業を毎時間、丁寧に行っていくこと。児童生徒の道徳性を理解して受けとめ、成長を期待して暖かく励ましていくことが大切であるというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、答弁でいろいろな対応をしてくださっているんだなというふ

うに理解したところなんですけれども、この道徳教育というものが教科化される、するということに対してはさまざまな議論がございます。知ってのとおりのことかとは思いますが、いろいろな懸念がありまして、やっぱり道徳教育ということで国家が特定の価値観を、これがいいものだというふうに評価することで子供の内心の介入する恐れ、また、国家が子供に対して一定の価値観を公定する、身につけるべき価値観として受け入れる、そういった強制になる恐れがある。そういったことですか、学校教育法、学校指導要領に教科内容の拘束力を生じさせる教科化、これを行うことにより国家の思想が反映される憲法及び子供の権利条約が補償している子供の人権を侵害する危険性を高めるといような議論が国のほうとかでもさまざまあった中で、それでもこの道徳教育というものは実施するほうがよいというふうに判断され、それがこの地方自治体、斑鳩町にもおりにきてきているところであるというふうに思うんですけれども、それらの懸念に対して、文科省のほうでもですね、道徳の評価で特定の考えを押しついたり、評価をするけれども、入試で使用したりはしないと、明確に打ち出しております。

また、「よく考え議論する道徳へと転換し、特定の考え方に無批判に従う子供ではなく主体的に考える子供を育てる」といようなことを言っております、私自身はこの道徳教育、これが教科になることで規範意識やいじめの発生、抑制などに寄与するという当初の目的に対して期待をしているとともにですね、アクティブ・ラーニングなどのようにですね、道徳教育の結果がですね、主体的な学び、ほかの教科に影響をもたらすことがあればいいというふうに思っているところなんですけれども、やはり今、私が紹介いたしました懸念材料、危険性、こういったものを斑鳩町としてしっかり対応していかなければならないとも思っております。

斑鳩町としての道徳の評価としては、どのように行うのかを確認させていただきます。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） ただいま質問者がおっしゃいましたように、この道徳の評価につきましては非常に重要な課題であるという認識をしております。

この道徳科の評価につきましては、他の児童生徒との比較による評価ではなく児童生徒がいかにか成長してきたかを積極的に受けとめて認め、成長を励ます個人内評価として行うものでございます

言いかえますれば、児童生徒のよい点をほめたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達段階に応じて励ましていくそういう評価となります。

次に、指導要綱には当面、発言や会話、作文、感想文やノートなどを通して、児童生

徒一人一人の学習状況や道徳性に係る成長する様子について、特に顕著と認められる具体的な状況を記述することになってございます。

例えばですね、例を挙げて申し上げますと、人とやさしく接することができるという道徳性を評価するのではなく、自分と違う意見を理解しようとしている。また、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的に多角的に考えようとしている。そういったことが考えられるところでございます。

また、年間35時間の授業での変容を見ていることが大変、大切でございまして、具体的にまた適切に評価につなげていく方法としましては、「考えを深めることができた」あるいは、「ほかの人のいろいろな見方や考え方に触れることができた」など、授業ごとの振り返りでありますとか道徳の授業で印象に残っている教材とその理由、そういったものにつきましてですね、学期ごとや年間を通しての振り返りなど、さまざまな評価方法を確実にしておくことといたしております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁の中でですね、強調されていたのは、やはり多面的とか多角的視野、理解しようとしている姿勢であるのかなと私自身は理解させてもらったんですけれども、こういったことをですね、やはり教育委員会としてもですね、いま一度、教員任せではなくしっかりと確認を行っていただきたいと思います。価値観がこれだけ多様化している現代の中でですね、何が正しいのかということを一律に言うことがなかなか難しくなっていると思います。だからこそ価値観を押しつけることなくというところは現場の先生の方ですね、いま一度、通知していただきたいと思います。

今、教育長がご答弁いただいたところで認識していただいていることをですね、そういった危険性をはらんでいるということも含めてですね、いま一度、通達をしていただけたらというそのことを要望させていただきまして、続いての質問に移らせていただきます

続いての質問なんですけれども、斑鳩町の意味決定のあり方についてということですね、前回の厚生常任委員会のほうで議論をされておりましたごみ処理のあり方についてなんですけれども、できるだけ厚生常任委員会で議論されたこととは重ならないように質問はさせていただきたいと思っておりますけれども。

まずですね、ごみ処理、これの広域化については国が推進していることなどもありまして、全国的な課題である中で、奈良県内においては着実に進んでいるのかなというふうに思っております。当町に参画の打診があったにもかかわらずその協議の場につ

くことがなく、またその是非について議会に諮られることがなかった。また、ごみを搬入している伊賀市から今後、自区内処理に係る計画がない場合、搬入を拒否されるかもしれない、そういったような意見書が約1年前ですね、平成29年2月23日、送付されていること。これも議会には何ら報告がなかったと。

ごみ処理というものはですね、一日も止められない。住民生活に直結するものである。そういった事案の中でですね、これを斑鳩町としてどのような意思決定がされたのか、またこれまでの経緯とともにお尋ねいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 本町の可燃ごみにつきましては、昭和43年より町で収集をいたしまして焼却処理をいたしておりましたが、昭和57年4月に稼働開始した衛生処理場の老朽化により、稼働開始から丸30年が経過をいたします平成24年3月末で本町での焼却処理を廃止をいたしまして、以後、三重県伊賀市に所在をいたします民間業者にその処理を委託をいたしているところでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物を当該市町村以外の場所で処分する場合は、処分する先の市町村に対しまして処分する廃棄物の種類、量、処分の方法などを通知しなければならないと規定されているところではございますが、三重県の伊賀市では市独自の一般廃棄物搬入の承認条件を定めます伊賀市環境保全負担金条例を制定されているところでございまして、その中で、伊賀市への一般廃棄物搬入承認条件といたしまして、一般廃棄物をみずからの区域内で処理できない相当の理由がある場合と定められております。

本町もそのことを受け、伊賀市への可燃ごみの搬入理由には老朽化により当町の処理施設を廃止し、県内市町村との広域処理に向けての調整を進める間、伊賀市内の民間業者にその処理を委託したいとしてきたところでございます。

その間、奈良県内では広域処理に向けた3つの一部事務組合が設立されましたが、結果、本町はいずれにも参画をいたしておりません。

また、新たな広域処理に向けました表立った動きもなかったことから、毎年、伊賀市に提出をいたしております事前協議書の搬入理由につきまして、平成28年度の申請分より広域処理関連の文言を削除いたしまして、ゼロ・ウェイストの達成までの間、搬入したい旨の文言に修正をいたしたところでございます。

平成29年度の申請分の事前協議におきましても、同様の理由を提出いたしましたところ、地元区長さんを含む有識者で構成されます伊賀市一般廃棄物搬入審査会におきま

して、伊賀市への搬入は自区内での処理体制が整うまでの一時的な措置として認めるもので、平成30年度以降も伊賀市への搬入を希望する場合、自区内処理の計画を示すことといった内容の意見書が送付されてきてまして、その対応について去る2月16日に開催されました担当の厚生常任委員会にご報告をさせていただいたところでございます。

その中で、広域処理に関します本町の対応でございますが、平成21年頃から奈良県内でも広域処理に向けての協議が活発化してきておりまして、本町の周辺では平成28年4月には天理市を中心とする10市町村によります広域処理に向けた一部事務組合が設立をされております。

その設立の1年前でございますが、奈良県を通じまして天理市を中心とする広域処理に向けての協議への参加についての打診がございましたものの、平成24年度から行っている民間委託につきまして費用面で効果があらわれていること、また、これまで住民の皆様のご努力によりごみ排出量は他よりも少なく、高い資源化率で推移している中、燃やすごみ、埋め立てるごみを限りなくゼロに近づける取り組みを進めていることなどから、負担金など処理費用面で課題が残ります広域処理には参加しないことの判断をいたしまして、町といたしましてごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めることを決意するゼロ・ウェイスト宣言の公表を加速させることとなったところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、経緯についてご答弁いただいたのかなと思いますけれども、少し確認というか、させていただきたいんですけど。

まず、一番、住民の皆様が心配されていることはですね、このごみ処理というものが斑鳩町のごみが処理できなくなるのではないかと。持っていく場所がなくなるのではないのかということについて、一番、住民の皆さんが心配されているところかと思えます。ごみ処理については、何度も言いますけれども、一日もとめられない。そういった中で、前回、厚生委員会でもご答弁の中にあつた言葉でですね、「承認が取り消されるということはないというふうには考えてはおりますけれども、今後ですね、町内あるいは県内での自区内処理へのですね、動きがないというふうに、伊賀市のほうで判断されれば、承認を取り消される可能性はゼロではないというふうに考えるところであります」という答弁がされております。この自区内処理への動きがないというふうに伊賀市のほうで判断されると、「承認を取り消される可能性はゼロではない」という答弁なんですけれども、これ、ゼロではないというのは極めて低いという形で理解してよろしいんでしょ

うか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 日本には世界中の3分の2を占めるごみ焼却施設があるといわれております。これは廃棄物処理の自区内処理の原則によるものでございます。

しかし一方では、現在、小規模自治体を中心に処理施設の運営が行財政を圧迫させる要因にもなっております。そのため、国も広域処理を推進してきておりまして、奈良県でも平成10年度にごみ処理広域化計画を策定されましたが、それから広域処理に向けて一部事務組合が誕生いたしましたのは平成24年8月のことでございます。このように環境問題への意識の高まりから、広域処理といえどもなかなか進捗していくのは難しいということにつきましては、伊賀市におきましても十分、ご承知いただいていると思っております。

このようなことから、今後、仮に自区内処理への動きが進まないとしても、直ちに承認を取り消されるということはないものというふうに考えております。

しかしながら、廃棄物処理には自区内処理の原則というのがございますので、それに基づきまして一定の条件を付される、あるいは場合によりましては搬入を拒否される可能性というのはゼロではないという認識を持っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁ですと、伊賀市もある程度、ごみの自区内処理がある中でも広域処理を進捗していくのは難しいと理解いただいているから、直ちに取り消されないがゼロではないと。

これは承認を取り消される可能性は非常に低いということで理解させてもらったらよろしいのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） はい、そのとおりでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） そういうことでしたら承認を取り消される可能性は非常に低いという極めてゼロに近いという形で理解いたしますけれども、この問題は平成30年度のですね、事前協議で一部事務組合の加入を目指すということを入れた事前協議書に書き入れたことですね、平成30年度は伊賀市への搬入、これは承認されていると思うんですけれども、その点の確認とですね、厚生常任委員会の後ですね、新聞報道においてもですね、伊賀市に虚偽の理由を示し搬入を認めてもらっていたとも受けとめられかね

ないというような表現で報道がされましたけれども、それでもこれは今後も搬入は受け取ってもらえるということなのか、自区内処理に係る努力をしている間は受け入れてもらえるという認識でいいのかということをお聞きします。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 平成30年度の事前協議につきましては、既に終了いたしておりまして、搬入の承認をいただいているところでございます。

なお、搬入審査会におきましても特に意見等はなかったというふうに聞いております。

また、平成28年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合が設立されましたが、その設立前の平成27年12月末に提出いたしました事前協議書の搬入理由には、既に広域処理関連の文言は削除いたしておりまして、本町といたしましては可能性としては残っていた中で、虚偽の申請とは考えてはおりませんで、伊賀市におきましてもそのように認識をいただいているというふうに考えているところでございます。

また、広域処理の議論をしている間の搬入につきましても、廃棄物処理施設につきましては計画から稼働開始までは相当額の年月を要するものであり、そのことは伊賀市も十分、承知されているものと考えておりまして、そういった広域処理の議論、協議をしている間はこれまでの事例を見ましても搬入を受け入れていただけるものというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 4番、小村議員。

○4番(小村尚己君) 今の答弁で虚偽の申請とは考えておらず、伊賀市においてもそのように認識していただいているということで、今の答弁ですと、ごみ処理が急に伊賀市のほうからはねられてとまって、住民生活に影響が出るようなことはないということで安心はさせていただいたんですけれども、それではですね、今後、斑鳩町としてゼロ・ウェイストの政策、これはすごく担当課のほうでご努力いただいて、住民の方々にもご協力いただいて進めてきたこの政策でございましてけれども、この自区内処理の原則ゼロ・ウェイスト政策が成立といいますか完全に成功すると、そもそもこの自区内処理の原則議論に当てはまらない、それを目指して当町、来ておるわけですから、当てはまらないという、この斑鳩町が一度、そのゼロ・ウェイストという文言を出して一度はひっかかってますけれども、これは今後、審査会としてはご理解いただくということは難しいのでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 本町のごみ減量化資源化施策につきましては、各所で注

目をされておりました、搬入先の伊賀市からも平成26年、平成27年度には職員の方が視察にも来られておりました、そういった意味ではそもそも焼却や埋め立てに頼らない処理、いわゆるゼロ・ウェイスト政策をもってご理解をいただけるのではないかと考えておりました。が、私どもの認識不足ということもありまして、ゼロ・ウェイストの取り組みだけでは搬入の理由にはならないということをございました。

しかしながら、伊賀市一般廃棄物搬入審査会からの意見書におきましても、ごみ分別を推進し、ごみ減量の取り組みが実施されていると一定の評価もいただいておりますことから、今後も自区内処理を模索しながらごみ減量化、資源化施策を実施いたしまして、伊賀市に対しましてはごみ排出量や資源化量といった形できっちりとゼロ・ウェイストの取り組みを示してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 理解いたしました。

相手方があることですけれども、ゼロ・ウェイストのまちづくりは先ほども言わせていただいたんですけれども、本当に斑鳩町として担当課の職員さんが本当に本気で何年も取り組まれて目指されている目標であると思いますし、ほかの自治体からも非常に評価をいただいていることだというふうに私も認識しております。ぜひ今後もですね、このゼロ・ウェイストの政策というものは進めていただきたいというふうに思います。ほかの自治体や審査会等にもご理解いただけるようなご説明、そういった努力も続けていただきたいというふうに思います。

それではですね、このごみ処理の中で、斑鳩町はですね、答弁の中で一貫して「民間業者のほう安価である」というふうな答弁をされてきました。これはほかの自治体でも同じことが言えるのではないのかと。民間委託をすればですね、ほかの自治体でもごみ処理の費用というのは安くなるのではないのかなと。それなのになぜほかの自治体はこの広域処理というふうに民間委託ではなく広域処理というふうにかじをとっておられるのか。その点、担当課のほうでどういった理由でそうされているのかということがわかりましたら、ご答弁をお願いします。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 民間業者に処理を委託する場合には処理量に応じまして委託料を支払うことになるため、自己の処理施設運営費より安価で済むというのはごみ排出量が少ない場合ということをございます。

本町もこれまで長年、ごみ減少化・資源化施策を推進してきたことによりまして、ご

み処理量が少なく衛生処理場の老朽化により今後の方針を定めなければならない際に、民間業者への委託といった選択肢を持つことができたものと考えております。

民間委託を選ばない理由というのはさまざまな市町村によって事情はあるとは思いますが、ただ、1つには多くの自治体が自己で処理施設を保有されているわけですが、維持管理費につきましてはごみの増減で大きく変動することがなく、毎年、一定の額が必要になってまいります。できるだけ焼却する量を多くすることで焼却単価を下げようという意識になり、結果、ごみ減量や資源化対策がとりにくい傾向にあるというふうにも聞いているところでございます。

このようにごみの処理量が多い場合は、処理施設維持管理費と民間委託との処理費用を比較したときに、処理施設運営のほうが安価になり、そこに自区内処理の原則が重なって民間業者に委託するという選択肢がないということになるのかもしれないというふうにも聞いているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁ですとですね、ごみの量が少ない斑鳩町としては民間がいいというように聞こえてしまったんですけども、今回、伊賀市さんも先ほどの答弁で、今後も自区内処理に係る努力をしている間は受けてくれるという、これは文字どおりに読むと先ほどの答弁もあったように一時的、時限的なものであると思うんです。

委員会でも同僚議員がおっしゃってましたけれども、やっぱり広域参加して内情を聞いていく中で価格の差を比較したりですね、価格が高過ぎるのであればもう少し待って、また違う広域への模索を考えていく。今、勉強会等にも参加されているといういろいろな選択肢、これは幅広く見るべきなのかなと思います。これに関しては、今後のことでありますし、厚生常任委員会でも今後、どうなっていくのかは今、検討しているいろいろな広域連携を視野に入れて動いておられるのでここで議論はいたしませんけれども。

私が今回のごみ処理のこの問題について言いたいことはですね、やはりこういった情報、これはしっかりと議会に提示した上で判断をしていただきたいということです。広域の打診があったにもかかわらず議会にも諮らず来たこと、また、昨年2月23日の伊賀市の報告書が今、この間の厚生常任委員会に出てきたこと。私はこれ、当時の執行部の人はやはりもう民間ありきだったのかなというふうに誤解、懸念を抱かれると思うんです。

やはりこういったことというのは、情報を包み隠さず開示していろいろな意見を聞いて決断していかなければならないと、私は思います。

この点、前回の厚生常任委員会でも「最終的には政治的な判断であった」という答弁がございましたけれども、私は、前回の委員会の際にですね、これは前の執行部は議会に諮らなくてもいいと思ったのかなと。「民間が安いから自区内処理と言われてても広域で検討していることにして民間を継続したらええやん」と思っていたのかなというふうに、私自身も感じたんです。そういうふう感じられてもおかしくないのかなというふうに思います。

これまあ、現在の執行部としては、この問題に関しては議会で諮るべきだと思って、そう思っていたからこうやって委員会に出していただいたと、こういった認識でよろしいのでしょうか。これ、乾副町長、ご答弁お願いします。

○議長（伴吉晴君） 乾副町長。

○副町長（乾 善亮君） 平成27年4月に奈良県を通じてございました天理市を中心といたします広域処理への協議、あるいは昨年2月23日に送付されました伊賀市からの意見書につきましては、どちらも町の将来に大きな影響を与えるような問題でございます。やはりこのような町の将来に大きな影響を与える、あるいは与える可能性のあるものは議会にご相談申し上げ、議論を重ね、そして1つの方向性を定めていくのが本来であろうということから、今回、議会に報告をさせていただいたものでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） このごみ処理の件ですね、新聞でも報道されたので私もね、「嘘の報告してたんか」とかですね、「情報をなんで隠してたん、何かあんのか」とか、「斑鳩町のごみ処理どうなんの」と、「どうなってんの」という質問をね、されたんです。やっぱり今回の件、やはり僕はもう行政の情報が本当にブラックボックスの中で都合のいい情報しか出さずにですね、一部の執行部で決められているような印象、これを住民に与えかねないというふうに思います。

私、9月も太子道の件、させてもらって、この3月でごみ処理の問題を取り上げてますけれども、今まで結論ありき、意思決定のあり方、結論ありきのこの意思決定のあり方、私はおかしいと思ってます。そして、議会に報告がなかったことには非常に憤りを覚えております。

その当時の執行部でございますので、一般的に言われているこれはもう長期政権の弊害、組織の硬直があったのかなというふうに思います。太子道の時も言いましたけれども、今回の報告が1年おくれたこと、これ、1年前に議会に上げなければいけないと

思った職員さんがいてないわけがないと思うんです。こういった問題ですから、これ、議会にやはり上げなければいけないと思うのが普通であると思います。それが普通の感覚であると。それが言えなかった状況、通らなかった現状、これを私はしっかりと変えていただきたいと思います。庁内の体質を変えていただきたいと思います。

今、本会議に出席されている執行部、部課長の皆さんにはもう一度、二元代表制というのを改めて認識していただきたいと思います。世の中には絶対の決断というのはいない。住民の皆さんにはいろいろな意見がある、いろいろな角度からのご指摘があり、そして決断があり得ると思っております。その住民を代表しているのが議会議員であるということ。議会を行政が間違っただ判断をしないように歯どめをかける役割であること。しっかりとこの執行部そして部課長の皆さんには、議会というフィルター、これを通していただきたいと思います。

その点、中西町長、いかがですか。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 小村議員もおっしゃいますようにですね、このごみの問題につきましては、やはり一日もとめることができない。本当に住民の生活に直結した問題でございませ

そうした中でですね、私、広域連携を進めていくという中で、さまざまな可能性の中でより安定した処理の方法というのを探ってまいりました。そうした中で、それを確立するという意味でもですね、町長に就任いたしましたすぐに広域処理の可能性を探るとい

ような形で指示を出したところでございます。そうした中で、昨年2月、伊賀市からですね、自区内処理という形の意見書が出たということございまして、本来ですとその段階で申し上げるべき問題ではございましたけれども、遅れたということございませ

今後、このようなことのないようにですね、このごみの処理の問題のあり方等を含めまして、重要な施策等につきましては職員と十分、協議を尽くす中で、また議会の皆様にご相談を申し上げ、これからそういうような形で進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解のほどよろしくお願

○議長(伴吉晴君) 4番、小村議員。

○4番(小村尚己君) 前町政の前執行部の関係ですので、中西町長にご答弁していただくのが適切かどうかはわかりませんが、やはりこの中西町長が就任してから中西町政に住民が期待しているのは、やはり風通しのいい斑鳩町、判断材料を包み隠さず開

示し議論し、決断したことに対して少数派の人、その方々には丁寧に説明をする、そういったことであると私は思っております。

今後、その点、また職員の皆さんの意識改革も含めてですね、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

10時25分まで休憩いたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長(伴吉晴君) 再開いたします。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) 議長のお許しをいただきまして、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

1点目からお願いをいたします。

1点目は、会計年度任用職員制度についてということで、お伺いしたいです。この制度の名前については聞きなれない名前であるというのは、これは新しく創設をされた制度の名前だからでございます。

昨年の5月11日に地方公務員法と地方自治法が改正をされました。2020年度から施行される地方公務員法では、まず1番に臨時的任用特別職非常勤の任用の厳格化を、2つ目の分では会計年度任用職員制度を創設をしました。そして、地方自治法では、会計年度任用職員に関する手当、支給規定の創設がございました。

地方公務員法は、行政サービスの安定性と質を確保するために、公務は任期の定めのない常勤職員が中心となって担うという無期限任用の原則を持っています。しかしながら、総務省が行った2016年の調査では、自治体での臨時職員は約64万5,000人と推計され、10年間で約20万人の激増となっています。職員さんのことを表現するときに、正規に対して非正規、または常勤に対して非常勤、こういった言い方がいろいろされていますけれども、斑鳩町では臨時職員さんという言い方をしているので、こういった言い方一つに統一して臨時職員ということでお話を進めたいと思います。

自治体職員のうち臨時職員が占める割合は都道府県では12.6%、県庁所在地政令市では32.6%、一般の市で39.6%、町村では40.4%という結果が出ていま

す。町村では、多いところでは7割近くとの報告もございます。職種で言いますと、保育士が約50%、学童指導員が約94.7%、図書館の職員が約70.3%、消費生活指導員においては約92%と調査では明らかになっております。そしてまた、伝統的に女性が多い職種で高い比率が見られます。平均の時給は988円、フルタイムで働いても額面年収が199万円程度しかありません。昇給制度については約2割の自治体にしかなく、臨時職員としての経験をもとに給料を決めることはほとんど実施されていません。夏季休暇、病気休暇、また育児休暇等はあるけれども無給のところが多いのが現実でございます。

その総務省の全国調査の概要は、今、申し上げたとおりでございますが、当町の現況はいかがでございましょうか。職員定数、正規職員数、臨時職員数について、課、出先機関ごと、また一般職、その他ごとにお答えいただきたいと思っております。

また、臨時職員の勤務年数、労働条件についてもお答えください。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 初めに、正規職員の職員定数につきましては、斑鳩町職員定数条例におきまして部局ごとに職員定数の上限が定められているところでございます。

その数は、議会の事務部局の職員3名、町長部局の職員178名、教育委員会の事務部局の職員16名、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育委員会の職員50名、農業委員会の事務部局の職員4名、公営企業の事務部局の職員13名の合計264人が上限となっております。

次に、この部局ごとの平成29年4月1日現在の職員数につきましては、議会の事務部局の職員2人、町長部局の職員145人、教育委員会の事務部局の職員10人、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育委員会の職員21人、農業委員会の事務部局の職員4人、公営企業の事務部局の職員7人の合計189人となっているところでございます。なお、このうち男女別の職員数の内訳につきましては男性が97人、女性は92人となっているところでございます。

続きまして、臨時職員等についてでございます。

これにつきましても平成29年4月1日現在で所定労働時間が正規職員の4分の3以上の臨時職員等の状況で申し上げますと、合計で112人となっているところでございます。なお、臨時職員等の勤務年数につきましては、現状では統計的には把握していない状況にございますので、よろしく願いいたします。

また、労働条件につきましては、斑鳩町一般職の臨時職員等の取り扱い要綱において

定めているところをごさいますて、まず賃金につきましては職種別にその額を定めておりますが、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び奈良県の最低賃金額の改定内容等を踏まえまして、必要に応じ改定を行っているところをごさいます。

また、年次有給休暇につきましては、労働基準法における年次有給休暇に関する規定に準じ、年次有給休暇を付与しているところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。

今、職員定数の上限と正規の職員さんの数を報告いただきました。264名中189名が正規の職員さんでいらっしゃる。この差については、いわゆる臨時職員さんが担っていらっしゃるということで、大きな比率になっていることは今回の報告だけでなく、今までにも同じような質問の中で明らかになっておりました。

今、報告の中にありましたように年間の勤務見込みの日数が正規職員の4分の3以上の臨時職員数は112人ということですが、このたび新しく創設されました会計年度任用職員につきましては、フルタイムとパートタイムとに分けられます。この制度によってフルタイムでは給料及び手当の支給対象となり、扶養、地域、住居手当など各種の手当の支給が可能となりますが、パートタイムでは報酬及び費用弁償の支給対象とされるため、期末手当のみの該当となります。勤務時間が正規職員より1分でも短いならパートタイム職員と位置づけられ、勤務日数が正規職員の4分の3という常勤的職員、このラインは大きく後退をいたします。町の一般職の臨時職員等の取扱要綱を見ますと、年次有給休暇の付与また特別休暇の承認、勤勉手当の支給など実施している実績がございます。しかし、産前産後、育児休暇は無給でございます。扶養や住居手当はなく、期限のある任用とともにこの職員さんたちは将来の生活設計に不安を持たざるを得ない内容でございます。

この制度は、地方公務員法の「公務は任期の定めのない常勤職員が中心になって担う」という無期限任用の原則が諸般の事情により後退し、臨時職員が激増してきました。国においても、有効な施策を实践できず職員の格差が温存されてきました。同一労働、同一賃金という当たり前を目指す第一歩として、法の創設となりました。

しかし、国会審議の中でも多くの問題点も明らかになってまいりました。

自治体が臨時職員を活用する理由に挙げているのは、「人件費を削減する」これが上位を占めています。この法改正によって、会計年度任用職員の手当支給ができるように

なりました。しかし、国は地方自治体に対し引き続き、人件費の抑制を求めています。財政的制約が大きい現状では、自治体は待遇改善に踏み出すことが難しい現状にあります。

来年度に第2案のこの制度のマニュアルが策定されると聞いています。地方自治体の意見を募集予定でございます。自治体は住民のためのサービスを行う機関です。住民の生活全般にわたり必要不可欠なサービスをきちんと担えるものでなければなりません。新制度導入に当たっての町の基本的な考え方をお答えください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 新制度導入に当たっての町の基本的な考え方でございます。

会計年度任用職員制度についてでございますが、行政ニーズが多様化する中、臨時職員等の数は全国的にも増加傾向にあり、地方行政の重要な担い手となっているところでございます。

このような中、臨時職員等につきましては、正規職員と比較して勤務時間等は多様であることから、適正な任用勤務条件の確保が求められており、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が昨年5月に公布され、平成32年4月から施行されることとなっております。

主な改正内容といたしましては、臨時職員等の任用要件を明確化した上で、事務補助などに当たる臨時職員等につきまして会計年度任用職員と位置づける規定を新設されるものでございます。

今後の会計年度任用職員制度の導入につきましては、国で事務処理マニュアルが示されており、その中ではまずは臨時職員等の実態の把握を行うこととされているところでございます。

そうしたことから、この実態把握を行った上で、会計年度任用職員の任用や勤務条件の整備に向けた検討を今後行い、進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。

法の改正があつて創設されたけれども、実際に運用が始まるのは先でございます。それには準備期間が必要ということで設けられて、今、どこの自治体でもこの実行に向けて準備を進めているところであると思います。

先ほど、申し上げましたようにマニュアルについてはまた新しい分がつくられるとい

うことですが、国でもそれだけ慎重に行っているということはこういった公務員法の改正、これが大変、大きなウエイトを占めているものだからだと私は考えます。だからこそ、こういった改正はそうたびたびあるものではないでしょう。ですからこそ、この大きな改正のときに決して臨時職員さんたちの働き方が悪化することなく前進した改善された進んだ働き方となるように、しっかりと計画を立て実施をしていただきたいと思います。と思っていますところでございます。

日本共産党は、今回の改正について、1つ目に臨時非常勤の正規職員化、正規職員にしていく、こういった定員拡大などをこの改正案では根本的な改善策が示されていない。

そして2つ目に、任用の条件が限定されていない会計年度任用職員の創設で、臨時非常勤の職を人員の調整弁として利用している現状が合法化されるのではないかと。無期限任用の原則を掘り崩すことになりかねない。

3つ目には、特別職、非常勤の会計年度任用職員への移行で、地方公務員法が全面適用をされる、そのことで労働基本権の権限や条件つき任用期間、これが生じてくる。こういう点を挙げて、この改正については反対をいたしました。

国は、導入に当たっての財源支援について明確にできていません。また、業務の民間委託であったり外部への発注などを自治体に求めております。

また、そのほかの面では、民間の労働者に適用される無期転換ルール、これは期限付きの職員ではなく期限のない職員に自分になりたいという申し出ができるというルールです。これについては、この制度は適用外となっております。「一時金の支給ができる」となっていますけれども、支給自体は自治体の判断となっているところでございます。町の行政は、今や臨時職員なしではなりゆかない現状でございます。正規職員も臨時職員も同じようによい行政を目指して、日々、奮闘されております。

新制度の導入により、労働条件を後退させてはなりません。その点での取り組みについて、お考えをお答えください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 先ほども申し上げましたが、会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、国の事務処理マニュアル等に基づきまして、会計年度任用職員の任用や勤務条件の整備に向けた検討を今後、進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、本制度の構築に当たりましては、必要に応じまして職員労働組合にも情報提供をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。

この改正案の提案のときに国会での幾つかというかたくさんさんのやりとりがございました。そういった中で、法務大臣でありますとか副大臣、公務員部長等の発言によって確認された事項というのがございます。たくさんございますが、その中の幾つかを紹介したいと思います。

1つ目は、「現状においては地方行政の重要な担い手であるこの改正法案をもって任用の適正化、処遇の改善に向けて、まず第一歩を踏み出したという形にできれば大変、ありがたい」これは、高市総務大臣の発言でございます。「会計年度任用職員制度導入後においても、国家公務員と同様、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則は維持されるべきである。また、正規の方々が減った分、その分を臨時非常勤職員で埋め合わせるという考え方は決して適切なものではない」これも高市総務大臣の言葉です。

また、先ほど、パートタイムの方のお話もしましたが、フルタイムの方、パートタイムの方、それぞれに手当を支給することが可能となりましたが、この期末手当のことについての発言がございました。

「期末手当の支給を回避するために、独自の一般職非常勤職員を採用するということがあるとすれば、これは改正法案の趣旨に全くそぐわないものである」ということでございます。国のほうも、この制度、新しい制度に対しまして、自治体に求めるものをはっきりと示しているということですが、今、町の臨時職員でいらっしゃる方は、そのままこの任用職員に移るのではなく、それには一定の決まりを通過していかなければなりません。1年ごとの雇用のたびに継続して雇われる。そのことについては、今までの手法から進んだ面もありますが、先ほども申し上げましたように経験年数でありますとか技能的なもの、そういったものというのがしっかりと加算をされて給料が決まっていく。こういったことをしっかりと実現できるように、町は対策を考えていただきたいと思います。

そして、先ほど、回答の中にありましたように、まずは実態をしっかりと把握する。正確な人数をきちんとおさえる。関係課との話の中では、全体の臨時職員さんは職種も日数もいろいろなのでわからないことがたくさんあるということですが、こういった短時間の臨時職員さんについても、しっかりと調査を進めていかなければなりません。期末手当を支給するとしたら、そのための必要額、これを試算しなければならない

ですし、そして予算化していかなければなりません。まずは町としては、こういった臨時職員さんの現状、実態を必ずきちんと調査することをしていただきたいと思います。

そして、労働組合に対しては「情報提供を行いながらしていく」というご回答でございますけれども、この斑鳩町での臨時職員さんは正規の職員さんの労働組合への加入はございません。実際に当事者であるこういった方々の声をきちんと聞く、そういう声を制度に反映させていく、その姿勢をとっていくことが重要であることは確かです。

どうぞ、しっかりと声を聞いていただくように、また発言しやすいそういった雰囲気をつくっていただいて、正規の職員さん、臨時の職員さん、一緒に頑張っているこういったことを続けていけるように、お願いをいたしまして1点目の質問を。

待ってくださいね、もう一つだけ、紹介しますね、ごめんなさいね。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのが29年の5月9日に衆議院の総務委員会から出ております。短い文章ですので、見ていただきまして、ここに書かれていることをしっかり受けとめてしていただきたいと思います。

読み上げます。「政府は、次の事項について、十分、配慮すべきである。1、会計年度任用職員及び臨時的任用職員について、地方公共団体に対して発出する通知等により、再度の任用が可能である旨を明記すること。2、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に添った任用のあり方の検討を引き続き行うこと。3、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改革により必要となる財源の十分な確保に努めること。合わせて、各地方公共団体において、育児休業等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実に行われるよう地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。4、本法施行後、施行の状況について調査・検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。その間、民間部門における同一労働、同一賃金の議論の動向を注視しつつ、短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付のあり方や臨時的任用職員及び非常勤職員に係る公務における同一労働、同一賃金のあり方に重点を置いた対比に努めること。

読んでいてもね、なかなか難しいですけども、私の要望することは、今、臨時職員さんの呼び方が変わるのではなく、この機会にしっかりとまずは正規の職員に任用をし

ていくこの道を開くことと同時に、現在の制度、労働の基準、そういったものも決して不利益にならないようにしていただきたい、そのことを要望いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

今、申し上げました職員さんのことに関連をいたしますが、少し観点が違いますのでお願いをいたします。

2番目の質問は、町職員の勤務の現況について、お伺いをいたします。

役場の開庁時間は8時30分から17時30分ですけれども、職員の勤務時間はどのようになっているのでしょうか。8時30分よりも早くから来庁されている住民の方も時折、お見かけいたします。そういった折にも、出勤されている職員が丁寧に対応をされています。また、17時30分を過ぎても同様の光景が見られます。住民本位に臨機応変に対応される姿勢は評価できます。

しかし、時間外労働を職員の好意に置きかえてはなりません。従前から職員の残業が恒常化している問題は放置できないものでございます。残業の現況についてもいかがでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 勤務時間と残業についてのご質問でございます

職員の勤務時間につきましては、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例におきまして1週間当たり38時間45分とし、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものと規定されているところでございます。このため、正規の勤務時間である1週間当たり38時間45分、1日につき7時間45分を超えて勤務することを命じられた職員につきましては、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間が時間外勤務手当の支給対象となるところでございます。

なお、平成28年度の職員1人当たりの月平均の時間外勤務の時間数は約1.5時間となっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。

予算であったり決算であったり議会など、こういった残業が集中する時期だけではなく役場の執務室の外灯が遅くまでついているこういう光景は頻繁に見られます。ノー残業デーと決まってもなかなか実現できない要素も伺えます。

原因は、ずばり人員不足です。残業が続く日々では休憩時間の重要性は高い。限られ

た時間をいかに充実させるかが肝要ではないでしょうか。休憩時間の保障と休憩するスペースについて、お尋ね申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 休憩時間の保障と休憩スペースについてのご質問でございます。休憩時間につきましては勤務時間が7時間45分の場合、休憩時間は1時間となっております。また、役場本庁舎における職員の休憩スペースについてでございますが、役場庁舎地下1階に職員休憩室を設けているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 昼食の休憩1時間については役場の窓口が開いているため交代でとられているようでございますが、地下の休憩室で食事をされるには全員の方が集まるというのには大変、手狭のように見受けられます。食後、ゆっくり過ごすこと、これが事故の防止や午後からの能率の向上にも大きく寄与するのではないのでしょうか。

また、女性職員の休憩は体調不良や妊産婦の母性保護の観点からも、男性職員とは離れて足を伸ばしたり横になったりできるスペースが必要だと思います。設置を要望しますが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 地下の休憩スペースの設置についてのご質問でございますが、例えば、お腹の中に赤ちゃんがおられる妊婦など体調が悪くなった場合には、日中、一時的に休養できる場所として1階東側玄関横の宿直室に和室がございますので、そちらのほうの活用も考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

宿直のところの和室のお部屋、見せていただいたことがございます。寝具であったりとかそういったものもそろっているということですので、この分については活用できるようにぜひとも実現していただきたいと思います。

また、実現を決定されたら、ぜひとも気軽に利用ができるようにというふうに職員の皆さんに周知していただきたいと思います。

次に、有給の年次休暇及び代休についてお伺いをいたします。

取得状況はどうでございましょうか。

また、特別休暇の女性の方の生理休暇についても、わかればご回答ください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 有給並びに代休の取得状況についてでございます。平成28年度における職員の年次有給休暇の取得日数につきましては、平均6.4日、総付与日数に対する平均取得率は16.2%となっているところでございます。

次に、平成28年における週休日及び休日の振りかえによる休暇の取得状況につきましては、平成28年12月末時点で51%となっております。ただ、100%取得できるように今後、管理を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

なお、平成28年の特別休暇でございます生理休暇の取得日数につきましては、1名で1.5日取得されている状況でございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

年次休暇の有給休暇の取得率が大変低い。平均で6.4日ということですがけれども、就職してしばらくは日数が少ないですがけれども、年次休暇が年間に20日ございまして、20日の年次休暇を取得しなければ翌年に繰り越しができると。2年間は有効であるということで、その次のときは最初の繰り越しの分は次に繰り越すはできないけれども本年度の分は繰り越しをしていくということで、40日の休暇をお持ちの方が大変、たくさんいらっしゃると思います。毎年平均6.4日の利用、年休をとられたら、毎年、毎年残っている分をどんどんと繰り越していくので、毎年40日お持ちというこういう状況が続いているのではないのでしょうか。

年給の取得日数が余りにも少ないということで大変、驚いております。指導していくということですがけれども、これは町を挙げてしっかりと取り組まないことには年次休暇の消化というのは本当に難しい状況にあるんだと思います。残業が多くて行事等での休日出勤、勤務がたびたびあって、そしてその結果、もらった代休が取れないと。この代休の取得率も51%、約半分の方が代休を使わずにそのまま無効としているということです。これについても大変、びっくりしているところでございます。

代休が取れない。残業が多い。休日出勤が多い。職員は過密労働ではないのでしょうか。時間外の手当を支払っているからいいとか、また、年次休暇とか代休が取りにくい、こういった環境は大問題でございます。仮に、先ほど言いました休憩室、豪華な休憩室を設けたとしても決して解決にはなりません。新規の職員の採用、これがまず最優先では

ないでしょうか。そして、働き続けられる職場づくり、これが重要でございます。忙し過ぎる現状は、まさに過労死ラインすれすれのように感じられます。

町長の施政方針にイベント等の見直しがございましたが、町民はイベントを、これを第一希望しているわけではございません。

また、観光、行政も活気あるまちでこそ充実できるものではないでしょうか。職員が元気であれば、企画や発想が豊かになります。町長が町民を大切に思うと同時に、職員を大切にす姿勢を持ち続けることを願うものでございます。町長は、町の職員さんの経験もおありです。そういった経験をしっかりと生かして、今、申し上げました職員を大切にす、この姿勢を続けて充実をしていっていただきたいと思ひます。

要望をしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、3つ目の質問をさせていただきます。

3つ目は、新年度の子育て支援についての質問をいたします。

まずは、小・中学校の人数とクラスの数。この新年度の予定はどうなっておりますか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 新年度におけます小・中学校の人数とクラス数のご質問でございます。

まず、起因ということから申し上げますと、国・県では小学校第1学年を35人、第2学年から中学校第3学年までを40人とする学級編制基準となっておりますけれども、斑鳩町の町立学校におきましては小学校第1学年、第2学年を30人、第3学年から中学校第3学年までを35人とする町独自の基準に基づく少人数学級編制を実施しているところでございます。

さて、この少人数学級編制によります平成30年度の各校の状況でございますけれども、これにつきましてはまだ平成30年2月1日現在の数字でございますので、ご了承いただきたいと思ひます。それに寄りますと、斑鳩小学校の通常学級児童数と学級数は第1学年は99人で4学級、第2学年は114人で4学級、第3学年は106人で4学級、第4学年は104人で3学級、第5学年は123人で4学級、第6学年は105人で3学級、合計651人で22学級となる予定でございます。

次に、斑鳩西小学校の通常学級児童数と学級数は、第1学年は65人で3学級、第2学年は78人で3学級、第3学年は69人で2学級、第4学年は73人で3学級、第5学年は60人で2学級、第6学年は64人で2学級、合計409人で15学級となる予定でございます。

次に、斑鳩東小学校の通常学級の児童数と学級数でございます。第1学年は93人で4学級、第2学年は75人で3学級、第3学年は83人で3学級、第4学年は92人で3学級、第5学年は88人で3学級、第6学年は86人で3学級、合計517人で19学級となる予定でございます。

次に、斑鳩中学校の通常学級生徒数と学級数につきましては、第1学年は105人で3学級、第2学年は120人で4学級、第3学年は129人で4学級、合計354人で11学級となる予定でございます。

最後に、斑鳩南中学校の通常学級生徒数と学級数でございます。第1学年は116人で4学級、第2学年は119人で4学級、第3学年は109人で4学級、合計344人で12学級となる予定でございます。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ありがとうございます。丁寧に教えていただきましてありがとうございます。

斑鳩町では、小学校一、二年生は30人学級ということで、その他の学年については中学生まで1クラス35人ということでの報告でございました。この数字を見せさせていただきますと、35人で計算をするときっちり105人のクラスが3クラスできるというこういう学年がございます。これは今の報告でありますと斑鳩小学校の5年生105人、斑鳩中学校の1年生が105人でございます。

一方、106人のところが4クラスになる、これが斑鳩小学校の3年生でございます。1人違いで3クラスと4クラス、人数にいたしまして35人ちょうどと26.5人と9人の差がございます。このクラス数の計算というのは、どの数字になってもそれに当てはめてしますので、こういった差というのは出てくるのは当然でございますが、斑鳩町がこの小・中学校のクラスの人数を、国・県に先駆けて30人の学級を実施していた、そういったことが大きな斑鳩町の売りでありましたし、また若い方々、子供さんをお持ちの方々の大きな支えになってきたということでございます。

そういたしましたら、次に書かせていただいております学童保育の希望者数とその延長者の希望者数はどのようになっておりますでしょうか。黎明保育園の予定について、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 藤原教育長。

○教育長(藤原伸宏君) それでは、学童保育の希望者数と延長者数につきまして、ご答弁させていただきたいと思います。

まず初めに、新年度の学童保育室の申込状況についてでございます。平成30年度の学童保育におけます通常保育の入室希望数を平成29年12月に行いましたところ、通常保育で合計371人の申し込みがございました。各学童保育室別の内訳といたしましては、斑鳩学童北保育室で105名、斑鳩学童南保育室で74名、斑鳩東学童保育北保育室で60名、斑鳩東学童南保育室で52名、斑鳩西学童保育室で80名となっております。

また、そのうちの延長保育の申込者数につきましては、斑鳩学童北保育室で20名、斑鳩学童南保育室で8名、斑鳩東学童北保育室で4名、斑鳩東学童南保育室で4名、斑鳩西学童保育室で12名となっております。

次に、斑鳩黎明保育園学童保育室の申し込み状況についてでございます。3月1日現在、黎明保育園よりお聞きをいたしました申込人数は29名でございます。

なお、延長保育につきましては、今後、申込受付を行うということでございますので、今現在、わかってございません。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 今、ご回答いただきました人数でございますけれども、現在の希望数につきましては事前にちょっと教えていただきました受け入れ可能人数というのが面積から割り出した受け入れ可能人数でございますが、それよりも下回っているということで、人数については若干、空きがあるとなりますけれども、学童保育をご利用の児童によりましては指導員が密にかかわらなければならない、そういった必要な子供さんもいらっしゃると思います。指導員の人数でありますとか勤務態勢、また延長保育の対応などについては大まかではなくきちんと整備するように求めるものでございます。そういったことについては、新年度がスタートしなければ確定した数字なども難しいと思いますので、新年度スタートのときの確定人数、また指導員の状況の報告をしていただきますよう求めておきます。

さて次は、学習支援のことについてお伺いいたします。

学習支援の希望予定者数と利用料の減免を受けておられる方の人数を教えてください。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 斑鳩町の学習支援事業いわゆるスクールサポートの利用申込につきましては、4月に実施する予定でございますことから、新年度の利用者数は把握できておりませんので、今年度、2月末での利用状況につきまして、お答えをさせていただきます。

だきたいと思います。

斑鳩小学校で21人、斑鳩西小学校で20人、斑鳩東小学校で28人、斑鳩中学校で13人、斑鳩南中学校で2人、合計84人となっております。

続きまして、この利用者のうちの利用料の減免を受けている人数でございますけれども、同じく今年度の2月末の承認状況といたしましては、小学校で69人のうち36人、中学校で15人のうち10人、合計84人のうち46人となっております。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) 学習支援事業の始まりのとき、導入のときに日本共産党は利用料の無償を求めました。支援の目的は一般の学習塾に通うのは経済的に厳しい家庭の児童生徒に学力を伸ばす支援を行うことでございます。利用料の徴収をしなくても町の財政規模からすれば、十分に成り立つ事業と思います。

今、私がこの一般質問で取り上げた子育てについてのことは、住民からの要望が繰り返し寄せられてきたものでございます。充実され改善され、他町に比べて一步進んだ子育て支援施策でございます。小・中学校のクラス人数は一部、後退いたしましたけれども、子育て世代の移住理由に挙がるなど、注目の支援策でございます。国家予算は教育費の大幅な削減がなされます。しかし、住民の暮らしを守るために斑鳩町の誇れる子育て支援をますます充実させるよう強く要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 議長の許しを得ましたので、通告書どおり一般質問させていただきます。

まず、1点目として、法隆寺バス停、停留所なんですけど、松並木のところに移動されてますけど、このiセンターの横に移動した理由を教えてください。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部長。

○都市建設部長(谷口裕司君) 奈良交通バスの法隆寺門前の停留所は、従前は県道法隆寺線の東側道路の北端に設けられておりましたが、当該バス停留所にはバス利用者の待合い施設がなく観光客の皆様から雨よけやトイレ施設の設置を求める声がありました。また、当該バス停留所が交差点に近い位置にありましたことから、交通安全上、好まし

くないとの声も多くございました。こうしたことから、当該バス停留所を法隆寺 i センターに近接する場所に移設し、法隆寺 i センターをバス待合施設としても活用することによって、バス利用者の利便性及び安全性の向上を図ったところでございます。

もとより法隆寺周辺地区は歴史、文化拠点であるとともに、多くの人が集う観光拠点として歴史的な町並みの保全・整備を進めながら、多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光、商業施設の立地を促進するなど、法隆寺を観光の中心とした拠点通過型観光から法隆寺周辺地域及びより広い範囲での町歩きを楽しむ散策回遊型観光への転換を図ろうとさまざまな事業展開を行っているところでございます。

このたび、法隆寺 i センターに近接する場所にバス停留所を移設することによりまして、法隆寺 i センター付近に観光アクセスを集約し、ターミナル化を図ることで観光客へのガイダンス機能、インフォメーション機能を活用できるような環境を整えようとしたところでございます。

さらに、バス利用者初め来訪者が県道の歩道を観光ルートとして利用することで沿道商店への経済効果も期待できるものと考えているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 1 番、宮崎議員。

○1 番(宮崎和彦君) 私はこの前、一般質問させていただいたのは、沿道商店街の方から「説明を受けてない」と。何で動いたんやということで、聞いてくれへんかということで質問されたんですけど、今、部長の答弁にありますように沿道商店街にもかなり経済効果があるのかなと思って、この先、県のものでありますし、十分また、検討していただきたいと思います。

それでは2 番目の質問ですけど、国道2 5 号の国土交通省の工事についてであります。2 つ書いてますけど、一度に回答していただいても結構です。

竜田大橋からゲオの間の縁石、和食のさとの奈良交通バス停の縁石なんですけど、かなりばらつきがありまして、これで検査が通ってるのかと思ったくらいのちょっと一般の方が見られても素人の方が、私らが見てもちょっと変じゃないかということで、ちょっと聞いてもらわれへんかということで一般質問させてもらったんですけど、その町の見解をお願いいたします。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部長。

○都市建設部長(谷口裕司君) 当該箇所の縁石、歩車境界ブロックにつきましては、国土交通省近畿整備局奈良国道事務所の奈良維持出張所発注の歩道拡幅及び歩道設置工事として、平成2 8 年1 1 月から平成2 9 年3 月にかけて工事が施工されたものでございます。

議員、ご指摘のとおり縁石の通りのぼらつきにつきましては町も確認しており、施工中からも奈良維持出張所へ再三にわたり申し入れを行ってまいりました。結果、ご指摘の箇所につきましては一部、手直しをされたところでございますが、国の判断により現状に至っているという状況でございます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 国のほうも許容範囲であるということでは言われてますけど、車に乗っておられた方でもちょっとあれを見たら車酔いするようなことも言っておられたし、世界文化遺産の法隆寺のところでもありますし、業者によってこれだけのぼらつきをされるということも、これからは町のほうから再三、国土交通省に言っていただいて、見ばえの件が特にありますし、また、ゲオのところは一帯の下に排水パイプがついてるということで、その辺も十分、これから見ていっていただいて水がちゃんと通るように、その辺は十分、確認していただきたいと思ひまして、それは要望しておきますのでよろしく願ひします。

それでは3番目に、元東部保育所前の道路についてでございます。

現在、開発がされようとしておりますんですけど、まず、この東部保育所の前時間帯制限道路をとったまじ経緯を教えてください。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部長。

○都市建設部長(谷口裕司君) ご質問いただいております道路についてでございますが、法隆寺南1丁目の県道大和高田斑鳩線から県道天理斑鳩線までは町道301号線の一部となり、道路認定幅員といたしましては約4.4メートルから6.4メートルとなっております。当該道路の交通規制といたしましては、大型貨物自動車及び大型乗用自動車通行止め、そして指定車両と許可車両及び日曜休日を除く午前7時30分から午前9時までが自転車及び歩行者専用の道路となっております。

交通規制に関しましては、ご承知のとおり奈良県公安委員会及び奈良県警察におきまして所管されておりますので、規制の経緯を問い合わせいたしましたところ「昭和49年に現在の交通規制が指定されており、当時、県道天理斑鳩線から県道大和高田斑鳩線を通る交通量がふえ、通学・通園の安全を図るために現在の規制になったと思われる」との回答でございました。

一方、沿道の公共施設の状況につきましては、斑鳩町立東部保育園が昭和29年に建築され、平成3年3月末に閉園となっております。その後、平成5年に現在の並松児童公園に改修するとともに周辺の道路整備を行い、現在の道路形状となったところでござ

います。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 経緯はよくわかりました。

それでは、今後の時間規制の予定ですけど、これから開発されて16軒か7軒、建つということで聞いておるんですけど、その辺の将来的な時間規制について、ちょっとお聞かせ願いますか。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部長。

○都市建設部長(谷口裕司君) 奈良県公安委員会及び奈良県警察では、現在の交通規制を変更する予定はないとのことでございます。

町といたしましては、国道25号が渋滞する時間帯は県道大和高田斑鳩線と県道天理斑鳩線を通る車両の抜け道となる恐れがあることや、道路幅員が部分的にまだまだ狭隘な区間があること、当該道路と県道天理斑鳩線との交差点は見通しが悪く危険であること、通学路であることなど、当該地域の交通状況を考えますと、利便性の向上よりも安全性を重視した現在の交通規制を継続していくことが望ましいと考えているところでございます。

しかしながら現在、当該路線内では新たな宅地開発の計画が進められており、沿線に居住される皆様のご意見も非常に重要と考えておりますので、付近の自治会等の地域の声もお聞きする中で検討し、今後の規制について奈良県公安委員会及び奈良県警察と協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) あれから今の時間規制の道路から東側、買収がだいぶ整っておりますので、小学校のほうへもまたつながっていくと思いますので、交差点並びに児童の通学ですか、その辺の安全性も十分、考えていただいて、道路を建設していただきたいと思いますので、今後また公安委員会と警察とよく検討していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

また、この後、議会運営委員会の開催が予定されておりますので、関係各委員はご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 29 分 散会)